

乗用力一ト利用約款

この乗用力一ト利用約款は、泉カントリー倶楽部（以下「当ゴルフ場」と称します。）が来場者に使用を提供するゴルフプレー用の乗用力一ト（以下「カート」と称します。）の利用に関する取扱い、関連事項等を定めることにより、来場されたお客様、施設の就業者等の関係者の安全、当ゴルフ場の各施設の管理保全の維持、向上を以て、当ゴルフ場での快適なゴルフプレーを実現することを目的とします。

1. 当ゴルフ場の利用者は、本約款を遵守する義務を負います。
2. カートは自動車運転免許証を有する方に限ります。
3. カートは定められたゴルフ場内カート道をコース内の案内に従って走行して下さい。
4. 運転者が複数の場合、スタート前に運転者間でリーダーを選定して頂き、当該カートの運転担当及び運転の交替に関する事項は、そのリーダーの責任において行って下さい。
5. 運転者はカートの運転に関し、次の事項を遵守して下さい。
 - ①運転中は安全第一を考え、飲酒運転・腕見運転・無謀運転等はなさらないでください。
 - ②カート走行中は、シートに座りアシストグリップ又はアームレストにつかり、手足は外に出さないで下さい。
 - ③カート走行中はスコアカードの記入を絶対にしないで下さい。
 - ④カートを止める際は、必ずパーキングブレーキをご使用下さい。
 - ⑤プレー中は、打球事故防止のためカートは打者より前へ進めないで下さい。
6. カートに積まれたクラブ、携帯品は紛失しないように常時確認して下さい。紛失された場合、当ゴルフ場は責任を負いません。
7. 事故の場合の責任等
 - ①カート事故又は破損の場合は、直ちにマスター室にご連絡下さい。カート及びカートによる諸施設、器物等の破損の場合は修理代の一部を負担して頂く場合がありますので予めご了承ください。
 - ②過失、故意を問わずカートを損傷した場合は運転者が賠償の責を負うものといたします。
 - ③カートで規定以上の人数での乗車により事故等の問題が発生した場合、当ゴルフ場は一切の損害賠償などの責任を負いませんので予めご了承下さい。
 - ④カート利用者の責めに帰する事故等の問題が発生した場合、当ゴルフ場は一切損害賠償などの責任を負いません。

以上